

細則・会則の改訂案

2022.02.28.

会則

第1条 本会は光学・赤外天文学に関心のある研究者の自主的組織である。

第2条 本会は光学・赤外線天文学の発展を目的としてそのために必要な各種計画の推進、研究会の主催を行う。

第3条 会員は個人加入とする。会員は会の目的に賛同し、会費を納入する。本会は会員の総会を持つ。

第4条 会員の互選によって8名の運営委員を選出する。運営委員の任期は4年とし、2年毎にその半数を改選する。改選において運営委員は1機関1名以下とし、2期続けての再任はなしとする。

第5条 運営委員の改選後速やかに、運営委員の互選によって運営委員長を選出する。運営委員長は本会を代表し、任期は2年とする。

第6条 運営委員会は若干の専門委員会をおき、委員を指名する。

第7条 運営委員会は事務局をおく。事務局は会報を発行し会員事務を行う。

第8条 会則・細則の改訂は、会員による投票の総投票数の過半数の承認をもって決する。

会則 新旧対照表

新	旧	備考
第8条 会則・細則の改訂は、会員による投票の総投票数の過半数の承認をもって決する。		(新設)

運営委員選挙細則

第1項 本細則は、会則第4条にもとづいて運営委員を選出するのに必要な事項を定める。

第2項 選挙管理は事務局がこれを行う。

第3項 選挙は互選とし、選挙権および被選挙権を持つ者は、公示の時点における会員とする。ただし、**非改選運営委員が所属する機関の会員**および、**改選**運営委員は被選挙権を有しない。

第4項 事務局は、投票締切日の**10日**以上前までに公示を行う。

第5項 投票は改選数以内の連記により行う。

第6項 最下位当選者が同数の場合、**改選運営委員および非改選運営委員が、構成委員の多様性を考慮して決定する。**

第7項 事務局は選出された運営委員を光赤天連メーリングリストで公表する。

第8項 運営委員に欠員が生じた場合には、次点者を繰り上げて補充する。補充された委員の任期は前任者の任期とする。

附則 この細則は**2023**年度運営委員の選挙から適用される。

運営委員選挙細則 新旧対照表

新	旧	備考
第3項 選挙は互選とし、選挙権および被選挙権を持つ者は、公示の時点における会員とする。ただし、非改選運営委員が所属する機関の会員および、改選運営委員は被選挙権を有しない。	第3項 選挙は互選とし、選挙権および被選挙権を持つ者は、公示の時点における会員とする。ただし、会則に定める前運営委員および、非改選運営委員が所属する機関の会員は被選挙権を有しない。	(変更)
第6項 最下位当選者が同数の場合、改選運営委員および非改選運営委員が、構成委員の多様性を考慮して決定する。	第6項 最下位当選者が同数の場合、年齢の若い人を当選とする。	(変更)
第8項 運営委員に欠員が生じた場合には、次点者を繰り上げて補充する。補充された委員の任期は前任者の任期とする。		(新設)
附則 この細則は2023年度運営委員の選挙から適用される。	附則 この細則は2015年度運営委員の選挙から適用される。	(変更)

会費に関する細則（新設）

- 第1項** 本細則は、会則第3条にもとづいて会費納入に関する事項を定める。
- 第2項** 会費は2年2000円（但し、学生や退職者など定常収入がない正会員は連続6年間まで会費無料）とする。
- 第3項** 会費は該当年度の3月末日までに納入すること。